

新県民体育館整備等基本計画検討会設置要綱

(目的)

第1条 新県民体育館整備等基本計画策定にあたり、整備運営、スポーツ振興、観光振興、まちづくり等に関して識見を有する者から意見を聴くため、「新県民体育館整備等基本計画検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会の委員は、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 基本方針に関すること
- (2) 機能及び規模に関すること
- (3) 施設の全体構成に関すること
- (4) 整備運営に関すること
- (5) その他検討について必要な事項に関すること

(組織及び委員の任期)

第3条 検討会の委員は、10名程度で組織する。

- 2 検討会の委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から新県民体育館整備等基本計画の策定の日までとする。

(委員長、副委員長)

第4条 検討会に委員長を1名、副委員長を1名置く。

- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、検討会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故がある時は委員長を代理し、検討会を総理する。

(検討会の開催)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、検討会の議長となる。
- 3 検討会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 4 第3条に定める委員が出席できないときは、当該委員が指名する者がその職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の委員以外の者に意見または出席を求めることができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、Web会議サービス(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。)を利用した検討会を開くことができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、高知県観光振興スポーツ部スポーツ課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

この要綱は、令和8年4月6日から施行する。